

会 議 録

(/)

会議の名称	第55回 川越市都市景観審議会
開催日時	令和元年7月31日(水) 14時00分 開会 ・ 15時45分 閉会
開催場所	川越市役所 第5委員会室
議長(会長) 氏名	倉田 直道
出席委員 氏名(人数)	副会長 日色 真帆 委員 長嶋 達夫 委員 楠 尚人 委員 神山 藍 委員 流石 美慧子 委員 近田 玲子 委員 篠崎 幸恵 委員 上坂 元 以上9名(議長含む)
欠席委員 氏名(人数)	委員 原 敏成 委員 小谷野 和博 委員 石黒 哲郎 委員 後藤 治 委員 田代 隆一 以上5名
事務局職員 職氏名	都市景観課 課長 福釜 周二 副主幹 池田 麗子 主任 高松 参次郎 技師 酒井 勇人 以上4名
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 議案 喜多院周辺地区都市景観形成地域の指定について(諮問) 4 報告事項 (1) 平成30年度都市景観事務について (2) 平成30年度屋外広告物事務について (3) 川越市屋外広告物条例施行規則改正に向けた検討状況について 5 その他 6 閉会
配布資料	別添資料参照

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	開会
倉田会長	<p>倉田会長ご挨拶</p> <p>本日一番街を通ってきた際に、炎天下の中多くの観光客の方がいらっしゃっているのを見て、改めて一番街の街並みが人を呼ぶ力のある資源であることを実感しております。川越は一番街だけでなく、喜多院等の歴史的資源があります。本日はその喜多院周辺地区の都市景観形成地域指定の話がありますので、皆様からのご意見をいただければと思います。</p> <p>◆審議会の成立について</p> <p>委員総数14名中、9名が出席しており、過半数の出席があるため、川越市都市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告。</p> <p>◆会議の公開・非公開について</p> <p>審議の結果、内容に個人情報が含まれていないため公開とすることが決定された。</p> <p>議事の概要については以下のとおり</p> <p>議事概要</p> <p>◆議題</p> <p>○議案 喜多院周辺地区都市景観形成地域の指定について</p> <p>事務局より、資料に基づき説明を行った。</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p>
倉田会長	<p>自主規定の中に、「都市景観形成基準に関して協議すること」とあります。これは具体的にはどのようなことを指しますか。</p>
事務局	<p>喜多院周辺地区の検討会議の際に、建築基準法の日影について賛成反対といったような協議会の構図にしないよう、より景観に即したデザインや配置等について協議をし</p>

<p>倉田会長</p>	<p>ていく場としましょうという話になりました。</p> <p>都市景観形成基準には高さの制限はないわけですが、そのことについて自主規定で議論してもらおうということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>大規模な建築物は周囲に与える影響が大きいため、市への届出の前に、地域の皆様と協議をしていただくという趣旨です。</p> <p>周囲に与える影響が大きい規模は、地域によって異なると考えられます。クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、高さが15mを超える場合に都市景観協議会での協議が必要になりますが、喜多院周辺地区においては、15mを超える規模の建築物はそうそう建たないと思われます。しかし、3階以上の建築物については、どんな建物が建つのか、こういった使い方をするのだろうかという気になるのではないかと意見がありました。</p> <p>歴史のまち並み地区では3階建て以上、それ以外の地区では4階以上は協議したいというご意見がありましたので、このような基準とさせていただきました。</p>
<p>上坂委員</p>	<p>都市景観協議会は今回初めて設置するものですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市景観協議会は任意の地域との協議会であり、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、以前から地域の代表者の方が集まった都市景観協議会が開催されています。地域内の各商店会と自治会から、代表者が2・3名ずつ参加しています。大規模な建築物の計画がある際に、事前に地元と事業者で協議をする場となっています。</p>
<p>日色委員</p>	<p>クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、建築面積1000㎡を超える場合という記載もありますが、喜多院周辺地区では同様の建築面積等の記載はしないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市景観協議会で協議する建築物の規模についての議論の際に、建築面積等についての話がありませんでしたので、高さのみの記載となっています。</p>
<p>日色委員</p>	<p>喜多院周辺地区内には複数の寺社があるかと思えます</p>

事務局	<p>が、寺社がその敷地内で、高さはないけれど規模が大きいものを計画するような場合は都市景観協議会で協議するのでしょうか。</p> <p>文化財の現状変更行為がかかるような場合は適用除外になりますが、例えば納骨堂を建築する等、建築確認が必要になる場合は、協議の対象となる可能性があります。現在の基準ですと、3階建て以上でなければ協議の対象にはなりません。都市景観協議会の中で内規を作り、どのような際に協議会を開催するかを決めていければと思います。寺社に対し、個人では言いにくい意見も、協議会として意見をまとめて、寺社に対し投げかけることはできるかと思っています。</p>
近田委員	<p>お寺は敷地が広く、照明を勝手に設置してしまう傾向にあり、あまり良い照明と言えない状況があります。歴史のまち並み地区で歴史的建造物となるお寺などが、見本となる照明でないと、建物を建てる際に、この程度でいいといった解釈になりかねません。住宅地では防犯灯を設置すると思いますが、効率の良いものを選び、まぶしいものになります。良い照明の例示を挙げられれば良いと思います。</p>
事務局	<p>川越市内ですと、街路灯については、商店街で検討して設置しています。防犯灯に関しては、市が設置しまして自治会が管理しております。電気代の負担は自治会となります。当然、効率性を求めますので、照度より初期費用を重視する傾向にあると思います。現在はLEDに代わってきています。</p>
近田委員	<p>最近、LEDの防犯灯で検索すると、メンテナンスが楽で、配光が良いものが推奨で出てきます。どこの街もまぶしい照明になってしまっています。景観を重視した光ではないと思います。</p>
事務局	<p>夜間景観について、好事例として写真を掲載し、イメージできるようにしたいと思います。</p>
倉田会長	<p>照明の問題は事前協議の対象にならず、都市景観形成基準を確認するだけでは、近田委員が指摘していることは改善されないと思います。今回、都市景観協議会が事前協議</p>

神山委員

の受け皿として機能するだけでなく、景観まちづくりという観点で、今ある景観をより良くするために取り組んでいくのが良いのではないのでしょうか。事前協議のみの活用だけではなく、そういった位置付けもあって良いかと思えます。

ガイドラインについて、今回の喜多院周辺地区の指定のコンセプトは喜多院の森が主体であり、その緑を連続させていくことだと解釈していますが、表現をもう少しわかりやすくしたほうが良いのではないのでしょうか。

7、8ページを見ると緑を前面に配置する表現が多く、それは緑の連続性を作りたいことが前提としてあるのだと思います。①で「森への眺望を大切にします」と記載がありますが、「森への連続性を緑で確保します」といった表現の方がわかりやすいのではないかと思います。

7ページの②では、大規模な共同住宅を想定していますが、色彩による低層部の分節化は難しいのではないのでしょうか。どちらかという、素材やテクスチャーで分節化するのが一般的だと思います。②の「また、エントランス部分・・・」から始まる文章ですが、どちらかという壁面後退が優先されると思うので、文章の順序を変えたほうが良いのではないのでしょうか。

④の模式図ですが、ゴミ置き場の周囲に塀を配置し、更に緑で囲われてますが、あまりこのようなケースは無いのではないかと思います。塀で囲むか生垣を配置するかのどちらかではないのでしょうか。8ページの下部にブロック塀が写った写真がありますが、この地域にある風景であり、一概にブロック塀が悪いということは言えないかと思います。

⑥に関して、「まち並みの連続性」とありますが、わかりづらいと思います。「緑の連続性」という表現に変えた方がわかりやすいのかなと思いました。どうしても道路面に塀を建てる住宅が多いと思いますが、セキュリティー面を考えると、塀は必要なのかと思います。塀のみ、緑のみ、塀と緑の三つのパターンで模式図であるとわかりやすいのかと思いました。

⑩の駐車場の位置を合わせることに違和感を感じました。それよりも緑の位置の方が重要かと思いました。模式図を見ても非現実的な敷地規模に思えます。前面にこれほど空間がある住宅はあまり無いように思えます。もう

	<p>少し現実的に考えて、前面スペースが無いケースはどうしたら良いのか、あとは車2台のパターンや駐車方法は縦列なのかといったケースも考えられると思いました。</p> <p>⑪の配慮のポイントにブロック塀について記載がありますが、ブロック塀をこの地域で否定してしまっているのでしょうか。</p> <p>⑫の大規模駐車場の場合ですが、もう少し強制力のあるような文言にしても良いのではないかと感じました。「道路に接する部分には植栽を配置する」とありますが、ここは隠したいところなので、生垣を目線くらいの高さで配置することを奨励するくらいでもいいのではないのでしょうか。</p> <p>また、接道面のエントランス部にアスファルト以外の舗装材を設けてほしいですし、さらに言うと道路面に生垣を設けてほしいです。できれば緑化舗装を推奨するけども、あまりやりたがらないかもしれませんので、前面の緑化を強調した方が良くと思いました。</p>
倉田会長	<p>ガイドラインの中で、個別具体的なソリューションが掲載されていますが、もう少し問題解決のための選択肢が示されると良いと思います。また、新しく建物を建てる時に配慮していただくことに注力しているように思いますが、既存の建物も工夫をすれば改善されるような選択肢を示した方が良くと思いました。危惧しているのは、住民の方がこのガイドラインをみて、新しく来た人たちが守ること、という受け止め方をされてしまうことです。ガイドラインは都市景観形成基準の解説書とのことですが、より良い都市景観形成の事例を示すものでもあるので、今後も充実させていけるとと思います。地元で活動が始まってから、ガイドラインの内容に関する意見が出てくるかもしれません。</p>
篠崎委員	<p>都市景観形成基準の5ページ、色彩の基準の1行目で、「建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの・・・」とありますが、建築物の屋根は該当しないのでしょうか。派手な色彩が使われることは少ないと思われませんが、少し危険かと思いました。また、10ページの色彩基準の一覧表があることで、この色も使えるんだという捉え方をされてしまうケースもあるかと思っています。色だけでなく素材もとても重要ですので、素材についても推奨という形で誘導するのも良いのではないのでしょうか。色彩については6・4・</p>

	<p>3方式とありますが、Y R系は彩度6まで、Y系、R系は4まで、残りを2までとするものですが、全国的にもこれを採用している自治体が多いのですが、この場合だと彩度が出てしまいます。エリア的に色彩により配慮してもらいたいので、推奨といった形をとった方がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>神山委員</p>	<p>屋根にソーラーパネルがあると無機質になってしまいますが、景観形成の基準に対応する事例があれば教えていただきたいです。</p>
<p>篠崎委員</p>	<p>ソーラーパネルの反射率や色彩を限定している自治体もあるので、検討してもらえればと思います。届出書類にマンセル値を記載する箇所があるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>記載はございます。メーカーに確認してもわからない場合は、サンプルを持ってきていただき、マンセル値測定器にて測定します。</p>
<p>日色委員</p>	<p>落ち着いた住宅地地区に高校2校、中学校1校、保育園、幼稚園があるかと思いますが、適当な段階で、喜多院周辺地区が都市景観形成地域に指定され、地域に合わせた都市景観形成基準があるといったこと等を説明しても良いのではないのでしょうか。学校は道路に接する部分が多いので、緑に関する活動をしていただけたら影響が大きいかと思います。</p> <p>また、校長先生から喜多院周辺地区に関することをお話ししていただけると効果が出ると思いました。</p>
<p>倉田会長</p>	<p>都市景観形成地域の指定及び都市景観形成基準については、大きな意見は無かったことから、諮問のとおり決定してよろしいでしょうか。ガイドラインについては、挙がった意見等を反映し、今後より良いものにしていただきたいと思います。</p> <p>【異議なし】</p> <p>◆報告事項 資料に基づき以下の内容について事務局より報告を行った。</p> <p>(1) 平成30年度都市景観事務について</p>

	<p>(2) 平成 30 年度屋外広告物事務について</p> <p>(3) 川越市屋外広告物条例施行規則改正に向けた取組について</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p>
倉田会長	<p>景観重要建造物の現状変更行為の件数は例年どおりですか。</p>
事務局	<p>昨年度が 10 件ほどでしたので、例年どおりとなっています。</p>
上坂委員	<p>はり紙、はり札の違いは何ですか。</p>
事務局	<p>電柱に直接、広告物となる紙を貼ったものがはり紙、板に紙を貼って番線でくくりつけたものをはり札といいます。</p>
倉田会長	<p>違反広告物の内容は不動産関係が多いですか。</p>
事務局	<p>不動産関係のはり札が多く、はり紙は最近では迷い犬のものが目立ちます。それもありまして、平成 30 年度の簡易除却枚数が増加傾向にあるのかもしれませんが。</p> <p>参考までに、平成 15 年度から簡易除却枚数の統計を取り始めておりますが、最も除却枚数が多かったのは平成 16 年度で、はり紙とはり札を合わせて約 4 万枚でした。平成 30 年度は 5 千枚弱ですので、かなり減少している状況です。</p>
楠委員	<p>市民ボランティアは随時募集しているのですか。</p>
事務局	<p>随時募集しており、年に 1 回市の広報誌で募集に関する案内をしております。</p>
倉田会長	<p>簡易除却の際に、何かトラブル等ありましたか。</p>
事務局	<p>政治活動の関係で除却してはいけないものを取ってしまった事例があります。</p>
楠委員	<p>違反広告物を取り付けている最中に止めさせたことはありますか。</p>

事務局	<p>危ないのでやめてくださいと伝えておまして、見つけた場合は警察か都市景観課にご連絡いただくことになっております。</p>
楠委員	<p>屋外広告物の基準について緩和等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>オリンピック開催に向けた緩和はありませんが、オリンピックが終わったあと、ここでオリンピックが開催されたことで、注目が続くと思われるので、そういったところに配慮した基準にしていこうと思います。</p>
倉田会長	<p>東京都でデジタルサイネージやプロジェクションマッピングの社会実験をやり始めています。それらのガイドラインは難しいところがありますが、是非参考にさせていただきたいと思います。また、屋外広告物ガイドラインの作成に関わった自治体があり、中身の充実した事例がありますので参考にしてください。</p>
篠崎委員	<p>熊谷市の屋外広告物ガイドラインの作成に関わったのですが、2017年からスタートしまして、2018年で内容を決めてと、非常に時間のない中、作成しました。オリンピック等をきっかけとして川越市でも作成していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>◆その他</p> <p>喜多院周辺地区のガイドラインに関して、今後ご意見をいただくこともあるかと思っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。</p> <p>今後の予定ですが、市長に答申を行い告示をして、十分な周知期間を経た上で、年度内に施行したいと考えております。</p> <p>閉会</p> <p>次回は令和2年2月中旬頃を予定。</p>